宮 城 県 公 報

令和８年５月 19 日（火）
定期第 698 号

目 次

告示

○　生活保護法による指定施術者の変更の届出（社会福祉課）

○　特定計量器の定期検査の実施（産業立地推進課）

○　農用地利用集積等促進計画の認可（農業振興課）

○　漁港施設の使用に係る使用料の徴収事務の委託（６件）（漁港整備推進室）

○　土地改良区役員の就任及び退任の届出（東部地方振興事務所）

公告

○　政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定（デジタルみやぎ推進課）

教育委員会

○　宮城県教育功績者表彰規則の一部を改正する規則（教育庁総務課）

宮城県告示第410号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）第 14 条第４項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨届出があった。

令和８年５月 19 日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

	氏名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	変更年月日
変更前	田代　有貴	アイリス整骨院	仙台市泉区南中山１丁目39－１　３Ｆ	令和８年４月１日
変更後		つむぎ整骨院		

宮城県告示第411号

計量法（平成４年法律第 51 号）第 19 条第１項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和８年５月 19 日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

実施年月日	実施区域		検査受付時間	実施の場所
令和８年 ７月１日	涌谷町	全域	午前 10 時 30 分から正午まで 午後１時から午後３時まで	くがね創庫さくら館
同 ７月６日	女川町	全域	午前 10 時 30 分から正午まで 午後１時から午後２時まで	女川町庁舎
同 ７月７日	女川町	全域	午前 10 時 30 分から正午まで 午後１時から午後２時まで	女川町庁舎
同 ７月 13 日	色麻町	全域	午前 10 時 30 分から正午まで 午後１時から午後２時まで	色麻町役場車庫

宮城県告示第412号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第１項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和８年５月 19 日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

１　農用地利用集積等促進計画の概要

別冊のとおり

２　認可年月日

令和８年５月 19 日

宮城県告示第413号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の２第１項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年５月 19 日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

１　指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

本吉郡南三陸町志津川字沼田 101 番地

南三陸町

２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

志津川漁港における岸壁、物揚場及び桟橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料

３　指定年月日

令和８年２月 27 日

４　委託年月日

令和８年３月 27 日

５　委託期間

令和８年４月１日から令和９年３月 31 日まで

宮城県告示第414号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の２第１項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年５月 19 日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

１　指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

気仙沼市八日町一丁目１番１号

気仙沼市

２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

気仙沼漁港における岸壁、物揚場及び桟橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料

３　指定年月日

令和８年２月 27 日

４　委託年月日

令和８年４月１日

５　委託期間

令和８年４月１日から令和９年３月 31 日まで

宮城県告示第415号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の２第１項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年５月 19 日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

１　指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

牡鹿郡女川町女川一丁目１番地１

女川町

２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

女川漁港における岸壁、物揚場及び桟橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料

３　指定年月日

令和８年２月 27 日

４　委託年月日

令和８年４月１日

５　委託期間

令和８年４月１日から令和９年３月 31 日まで

宮城県告示第416号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の２第１項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年５月 19 日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

１　指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

石巻市穀町 14 番１

石巻市

２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

石巻漁港及び鮎川漁港における岸壁、物揚場及び桟橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料

３　指定年月日

令和８年２月 27 日

４　委託年月日

令和８年４月１日

５　委託期間

令和８年４月１日から令和９年３月 31 日まで

宮城県告示第417号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の２第１項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年５月 19 日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

１　指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

石巻市開成１番 27

宮城県漁業協同組合

２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

閖上漁港及び荒浜漁港における岸壁、物揚場及び桟橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料

３　指定年月日

令和８年２月 27 日

４　委託年月日

令和８年３月 27 日

５　委託期間

令和８年４月１日から令和９年３月 31 日まで

宮城県告示第418号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の２第１項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年５月 19 日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

１　指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

気仙沼市潮見町 251

特定非営利活動法人　気仙沼清港会

２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

気仙沼漁港における廃油処理施設の使用に係る使用料

３　指定年月日

令和８年２月 27 日

４　委託年月日

令和８年３月 27 日

５　委託期間

令和８年４月１日から令和９年３月 31 日まで

宮城県告示第 419 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第18項の規定により、北上川沿岸土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和８年５月19日

宮城県東部地方振興事務所
所　長　小谷野　　聡

１　就任した者

就任年月日	氏　　名	住　　所	役　職
令和８年４月１日	武　山　　勝	石巻市中島字大島山畑70番地	理　事
令和８年４月１日	齋　藤　忠　直	石巻市福地字舘下 106 番地	理　事
令和８年４月１日	武　山　泰　徳	石巻市北上町女川字大上61番地	理　事
令和８年４月１日	岡　　栄　裕	石巻市北上町十三浜字月浜 108 番地５	理　事
令和８年４月１日	渡　邉　徳　雄	石巻市中野字大屋敷９番地２	理　事
令和８年４月１日	佐々木　勝　行	石巻市北上町橋浦字大須５番地	理　事
令和８年４月１日	武　山　裕　記	石巻市小船越字山畑86番地６	理　事
令和８年４月１日	西　城　重　光	石巻市相野谷字塚崎22番地	理　事
令和８年４月１日	佐　藤　榮　一	石巻市針岡字蜂ケ沢41番地	理　事
令和８年４月１日	武　山　雄　一	石巻市二子３丁目９番地８	理　事
令和８年４月１日	今　野　勝　夫	石巻市針岡字狼３番地１	監　事
令和８年４月１日	及　川　　幸	石巻市皿貝字芝下14番地	監　事
令和８年４月１日	五ノ井　ひとみ	石巻市わかば１丁目６番地12	監　事

２　退任した者

退任年月日	氏　　名	住　　所	役　職
令和８年３月31日	武　山　　勝	石巻市中島字大島山畑70番地	理　事
令和８年３月31日	渡　邉　徳　雄	石巻市中野字大屋敷９番地２	理　事
令和８年３月31日	武　山　裕　記	石巻市小船越字山畑86番地６	理　事
令和８年３月31日	佐　藤　榮　一	石巻市針岡字蜂ケ沢41番地	理　事
令和８年３月31日	武　山　雄　一	石巻市二子３丁目９番地８	理　事
令和８年３月31日	大　内　健　一	石巻市北上町女川字新坂下 178 番地	理　事
令和８年３月31日	神　山　惣一郎	石巻市小船越字後72番地１	理　事
令和８年３月31日	武　山　　太	石巻市北上町長尾字稲荷前５番地１	理　事
令和８年３月31日	山　内　和　彦	石巻市成田字小塚宅地15番地	理　事
令和８年３月31日	千　葉　昭　悦	石巻市北上町十三浜字月浜 108 番地11	理　事
令和８年３月31日	今　野　勝　夫	石巻市針岡字狼３番地１	監　事
令和８年３月31日	神　山　伊三男	石巻市皿貝字馬場47番地	監　事
令和８年３月31日	鈴　木　瑞　彦	石巻市福地字町 172 番地５	監　事

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和８年５月 19 日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

1　随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量

デジタル身分証アプリサービス提供業務　一式

2　契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地

企画部デジタルみやぎ推進課　仙台市青葉区本町３丁目８番１号

3　契約の相手方を決定した日

令和８年３月 16 日

4　契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地

ポケットサイン株式会社　東京都新宿区大京町 22－１－１Ｆ

5　契約金額

金 69,366,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

6　契約の相手方を決定した手続

随意契約

7　契約の相手方を決定した理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第 372 号）第 11 条第１項第２号該当

宮城県教育功績者表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年５月19日

宮　城　県　教　育　委　員　会

宮城県教育委員会規則第10号

宮城県教育功績者表彰規則の一部を改正する規則

宮城県教育功績者表彰規則（昭和56年宮城県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（教育功績者表彰） 第３条　［略］ (1)～(2)　［略］ ２　次の各号のいずれかに該当するものは、前項に掲げる表彰を受けることができない。 (1)　罰金以上の刑に処せられたもの（道路交通法（昭和35年法律第105号）又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）の規定により罰金刑に処せられたもの及び刑の言渡しの効力が消滅したものを除く。） (2)　破産者であって復権を得ないもの (3)　現に起訴されて刑が確定していないもの (4)　その他表彰することが不適当と認められるもの	（教育功績者表彰） 第３条　［略］ (1)～(2)　［略］

附　則

この規則は、公布の日から施行する。